

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間延長）

フリガナ

チバ タロウ

①氏 名

千葉 太郎

②生年月日

昭和 平成・令和 59年 3月 5日 満（ 39 ）歳

③電話番号

(※携帯電話など平日、日中の連絡先)
〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

④期間延長が必要な理由

【離職の場合】

令和〇年〇月に、〇〇株式会社を退職し、その後、住居確保給付金を受給しながらハローワークや求人誌等で求職活動を行い、常用就職を目指してきたが、現在も就労先が決まっていない。前回の住居確保給付金申請時と状況が変わらず、このままでは住居を失う恐れがあるため、延長申請を希望したい。

【就業機会等の減少の場合】

会社からシフト減を要請されたことにより収入を得る機会が減少したことで、住居確保給付金を受給しながら、転職先を探しているが、現在も転職先が決まっておらず、現在就労している会社のシフトも戻っていない。前回の住居確保給付金申請時と状況が変わらず、このままでは住居を失う恐れがあるため、延長申請を希望したい。

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ 氏名	①に記載				
続柄	本人（申請者）	申請者本人から見て	申請者本人から見て	申請者本人から見て	合計
生年月日	②に記載	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	昭和・平成・令和 年 月 日	
収入（月額）	30,000円	円	円	円	30,000円
預貯金等	100,000円	円	円	円	100,000円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

私は、令和 〇年 〇月 〇日第 〇〇〇号により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後
も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、
必要書類を添えて申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うため
に必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に
規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて
無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承
します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

千 葉 市 長 様

申請者氏名 千葉 太郎 (※)

(※) 申請者本人が、署名（自己の氏名を手書き）してください。

(注 意 事 項)

- 1 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。
- 2 受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第9項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
ただし、則第3条第2号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から3月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
なお、2回目の延長申請時は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。
- 3 支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。
- 4 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、都道府県等から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。
- 5 支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。
- 6 則第14条に基づく就労支援に関する都道府県等の長の指示に従わない場合は、支給を中止します。
- 7 則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。
- 8 上記で申告した収入額・資産額について証明することのできる書類は、自治体から後日求めることがありますので、延長申請後も適切に保管して下さい。

(添 付 書 類)

- 1 誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
 - ①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
(例) 職業相談確認票（様式14号）
常用就職活動状況報告書（様式13号）
 - ②則第3条第2号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると認める者
(例) 自立に向けた活動計画（様式18号）
自立に向けた活動状況報告書（様式19号）
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類
- 3 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し